

# 生活再建支援制度と手続き

## 生活再建支援制度と手続き

地震や風水害などの自然災害で被災した際に、生活再建への取り組みを行うさまざまな制度があります。制度によっては、町役場が発行する「り災証明書」が必要になります。

### ●自然災害発生後に被災者がとる手続きの例

内 容	給付・減免・貸付等
親や子供などが死亡した	災害弔慰金
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援金・ 災害援護資金
税金の減免を受けたい	所得税等の減免
仕事を再開したい	公共職業訓練・求職者支援訓練 職業訓練受講
学校に復学したい	日本学生支援機構の緊急・ 応急の奨学金 国の教育ローン災害特例措置
事業を再興したい	災害復旧貸付 中小企業・農業漁業者への 融資制度

## 各種支援を受けるためにまずやるべきこと

### り災証明

#### 1. り災証明の取得手続き

被災後に各種支援制度を受けるためには、「り災証明」の取得が必要です。「り災証明」とは、地震や風水害などで受けた住居や事業所の被害状況を証明するものです。

給付金や融資、災害義捐金の受給、税金、国民健康保健などの支払い猶予や減免、公共利用サービス料の減免、保険金の支払い請求、応急仮設住宅への入居申請などに必要となります。

#### 2. り災証明の判断基準

被災による被害があったことが認定された家屋に対しては、被災程度によって役場が「り災証明書」を発行します。ただし、火災による被害については消防署が「り災証明書」を発行します。

り災証明書(役場発行分)		り災証明書(消防署発行)
風水害の場合	地震の場合	地震による火災の場合
① 流失	① 全壊	① 全焼
② 床上浸水	② 半壊	② 半焼
③ 床下浸水	③ 一部損壊	③ その他

## 被災したときの公的給付

国の社会保険制度では、亡くなったとき、障害状態になったとき、失業状態になったとき、仕事中にけがをしたときなどに給付を受けられる場合があります。

被災によりこれらの要件を満たした場合は、給付手続きを行って、生活再建のためのお金として役立てましょう。

## 被災後の生活再建を果たす公的制度

### 災害弔慰金

自然災害によって亡くなられた方及び行方不明者になった方の家族は、災害弔慰金を受け取ることができる場合があります。詳細は福祉課に確認してください。

### 災害障害見舞金

自然災害によって重度の障害を被った場合には、災害障害見舞金を受け取ることができる場合があります。詳細は福祉課に確認してください。

### 災害見舞金

自然災害又は火災により、住宅に損害を受けた場合や、亡くなられた場合、行方不明や重傷を負った場合には、災害見舞金を受け取ることができる場合があります。詳細は福祉課に確認してください。

## 被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、住宅を建設・購入、補修及び賃借する場合は、支援金が支給される場合があります。詳細は福祉課に確認してください。

## 災害援護資金

自然災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方は、災害援護資金を借りることができる場合があります。ただし、所得制限があります。詳細は福祉課に確認してください。

## 社会保障・税の減免措置と手続き

### 税等の控除または減免税等の減免

#### ●所得税の雑損控除

自然災害によって、日常生活に必要な住宅・家財・衣類などの資産について損害を受けた場合は、確定申告時に一定金額の所得控除を受けることができます。控除できる金額は、①所得税の雑損控除か、②災害減免法による所得税の減免措置があり、いずれか有利な方を選択できます。詳細は管轄の税務署に確認してください。

## ●所得税の災害減免

被災した年の所得金額が1,000万円以下で、住宅や家財の損失額が時価の50%以上の場合には、所得税の減免が受けられます。ただし、所得税の雑損控除を受けない場合に限りです。詳細は町役場に確認してください。

## ●そのほか減免される税金など

自然災害の規模や被災程度に応じて、税金や保険料などの減免・公助を受けられる場合があるので、詳細は下記の申請窓口に相談してください。

申請先	内容
税務署	相続税・贈与税など
町役場担当課	住民税・固定資産税など 国民健康保険料・介護保険料・ 上下水道料金
福岡県税事務所	個人事業税
日本年金機構	国民年金
契約している事業所	電気・ガス・電話料金・ 上下水道料金・NHK受信料など

## 住まいを確保・再建する支援制度

### 災害復興住宅融資

自然災害によって、被害が生じた住宅の所有者または居住者は、住宅建て替えのための災害復興住宅融資を利用することができます。融資が受けられるのは、原則として一戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上、175㎡以下の住宅です。また、融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。詳細は融資を行っている独立行政法人住宅金融支援機構に確認してください。

### 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、自然災害により住宅が全壊または流失し、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない人が入居の対象となります。また、応急仮設住宅の建設が間に合わないときは、民間賃貸住宅の借り上げによる、みなし仮設住宅への入居も可能です。詳細は町役場か福岡県に確認してください。

## 損害保険

### ●地震保険

自然災害の多い日本では、いつ地震や津波などによって家屋や家財が損壊するかわかりません。その時に備えて被害額をカバーすることができるのが地震保険や共済です。地震保険は、地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。

### ●地震保険の受け取り

地震保険は対象となる建物・家財の損害程度に応じて、保険金が支払われます。火災等で保険証書が手元になくても、本人確認ができれば、保険金の受け取りの手続きができます。詳細は加入している保険会社に確認してください。

## 日常生活の支援制度

### 仕事の再開

仕事を失った場合はハローワークで仕事を探すほか、職業訓練などの支援を受けることができます。

- 公共職業訓練 → 雇用保険受給者
- 求職者支援訓練 → 自営業者や雇用保険未加入者など、雇用保険を受給できない人

- 職業訓練受講 → 雇用保険を受給できない人で、ハローワークの支援支持給付金により職業訓練を受講し、一部の要件を満たしている人。

## 学校への復学

被災したことにより家計が急変したり、学用品等を喪失した場合は下記の支援があります。

### 〈 問合せ先が宇美町 〉

#### ○教科書や学用品の給与

災害救助法が適用された大規模災害により被災し、教科書や学用品を喪失した場合は、給与を行います。

- お問合せ先：宇美町教育委員会 学校教育課

#### ○就学援助制度

自然災害により被災し、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの義務教育に必要な費用の一部を援助します。

- お問合せ先：宇美町教育委員会 学校教育課

### 〈 問合せ先が宇美町以外 〉

#### ○日本学生支援機構の緊急採用・応急採用

自然災害により、やむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、奨学生として採用します。

※「短期大学・大学・大学院・専修学校(専門課程)・高等専門学校」に在学中の方が対象です。高等学校に在学中の方は、申し込むことはできません。

- お問合せ先：独立行政法人 日本学生支援機構

## ○あしなが育英会による奨学金制度

---

自然災害で保護者を亡くした子どもたちへの奨学金制度があります。

●お問合せ先:あしなが育英会

### 災害復旧貸付

被災した中小企業の事業復旧を支援するのが災害復旧貸付です。一般の融資より返済期間が長く、元金の据置期間が長いなどのメリットがあります。詳細は日本政策金融金庫に確認してください。

### 中小企業・農林漁業者への融資制度

被害を受けた中小企業に対して、商工組合中央金庫が設備資金や運転資金を融資し、金融機関からの借入れに対して、信用保証協会が保証します。また、被害を受けた農林漁業者に対して運転資金や経営資金の融資を受けることができます。

### お金をおろしたいとき

自動現金払出機が使用できなくなったり、家屋が損壊し通帳や印鑑が取り出せなくなることもあります。

非常持ち出し袋に通帳のコピーや身分を証明できるものを入れておきましょう。